

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独情）諮問第79号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（独情）答申第83号）

事件名：「教員の懲戒処分について」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書18（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月4日付け岡大総総第129号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。

原法人文書開示請求書を見れば、本件開示請求対象は報道機関に対して岡山大学がpress release等として公表・開示した文書がその主たるものであることは明らか。法令に従えば、該当文書は全部開示となる状況である。以下に補説する。

ア 主述に先立ち、次の事を述べたい。

本件開示請求は上記請求書を見ればその趣旨も手続き状況も明確である。しかるに窓口担当者は上司（理事を含む可能性あり）等と連携し、開示趣旨に難癖をつけ、正当に取り扱わず、「補正」と称して様々な嫌がらせや権利抑圧、開示請求権利行使への萎縮を生じさせてきた。これらは“岡山大学の現状の象徴”であり、大学人として見逃せない。極めて巧妙に責任回避と“抑圧・弾圧”を仕込んでおり、学内者も学外者も十分注意されたい。業務妨害等で懲戒処分

や刑事告訴もされかねない。極めて恐ろしい大学である。開示請求も命がけである。岡山大学特定裁量者がこの愚を繰り返す、大学を崩壊させないようここに記す。

イ さて、法令に従えば、該当文書は全部開示となる状況である。しかるに資料1に示すように、番号1, 4, 9, 13の各文書において不開示部分の決定がなされている。岡山大学は法5条1号を不開示の根拠としている。

しかし法5条1号とその例外規定を詳細に検討すれば、岡山大学の判断は成立しない。むしろ不当な懲戒処分を密室で行い密かに葬るべく、様々な小手先の非違手段を積み重ね大学を荒廃させたのではないだろうか。情報開示で市民から説明責任を追及され唐突に法5条1号を引用しただけで、適用条件の検討も不十分で単なる言い逃れに過ぎない。そもそも報道機関に公表した内容を一般市民に制約するとはいかなる根拠に基づくのだろうか。報道機関は全て岡山大学の内部機関であり学長の指揮命令下にあるとでも認識しているのだろうか。これは揶揄でなく現実である。報道機関に公表したという事実を鑑みれば、法5条1号による不開示はありえない。ここに岡山大学の大きな問題が集約されている。

ウ 資料2と資料3を見て欲しい。資料2は今回部分開示となった文書(番号9)である。

一方、以前開示請求した中に、全部開示とされた文書がありその1つが、上記文書(番号9)と同一物である(資料3)。2つの資料を比較すれば、岡山大学が恣意的にかつ特定裁量権者の意向を反映して不開示としていることが明瞭になる。不開示部分は捏造による冤罪を露呈しており、岡山大学の本質を象徴しているといわざるを得ない。一体既に市民に開示・公表した文書を敢えて、不開示にする必要があるのだろうか。学長の法的感覚や遵法精神の欠落を危惧する。

エ 資料4には最近の特定日に岡山大学が一連の事案につき、公式に発表した記者会見の状況を示す。このほか、岡山大学は一連の事案につき様々な情報を公表、開示しており、それらに係る司法手続き関係(訴訟、告発を含む)の情報も多数公開され流通している。

よって、法令により法5条1号の適用は妥当しない。権力者が一番恐れるのは、真実が報道され批判が高まることである。恐れからあわてて不開示にしたと想定される。これは不当である。岡山大学は真実の拡散を恐れ、「個人情報保護」を隠れ蓑に重大な非違行為を行ってきているのではないだろうか。誠に遺憾である。

オ 私に対して権利抑圧、名誉毀損などが生じないよう十分な配慮を依

頼する。

最後に，“狂気とも言うべき一連処分”を即刻撤回し被処分者の名誉と地位・権利を回復していただきたい。岡山大学が生き延びる道はそれしかないのだから。

(本答申では資料は省略)

## (2) 意見書

私の異議申立書に対し、岡山大学は同法人作成の「理由説明書」の中で私の請求につき見直し検討した旨記している。

しかるにその見直し検討内容は、事実誤認を含みかつ法令の解釈に誤り基づいており有効適正とは認められず、理由説明をなしていない。例えば、「3(1)文書1、文書3及び文書4について」において、プレスリリース資料の扱いは不適正である。報道機関にプレスリリース資料として提供した情報は国民一般に公表した情報とみなすべきであり「公開されていない情報」には明らかに該当しない。各報道機関は更に公開の記者会見で公表内容を追加・補足したり詳細説明したり、さらに疑念を含めた質疑応答を交えるのであるから、事実上これらの情報はすべて公表事実である。

プレスリリース資料はこれら公開情報の基盤であり、100%そのままを報道されることもあるし、質疑応答等の情報・資料を含め様々な形で流通されるのであるから確固たる公表事実である。「詳細内容は公開されていない」との主張は虚偽あるいは不備である。

また、「3(2)文書9及び文書13について」においても、プレスリリース資料の扱いが不自然かつ不適正である。「公表から1年が経過していないため、全部開示」との記載は身勝手に違法である。法令にそのような期間制約(1年経過)は存在しないし、恣意的な解釈は岡山大学の一貫した特徴であり、根拠も論拠も無く違法である。

文書開示の背景として、わが国にはかつて大学教員を追放し学問や良心自由を侵害した歴史がある。それらの口実は多くが特定大学教員が法令違反行為、非違行為をしたとのものである。さて岡山大学でも特定事案があった。ここでも事由は「非違行為、法令違反行為」であり、典型的な冤罪・弾圧パターンである。つまり大学人を追放するのに「法令違反行為、非違行為」を強引・強権的に当てはめるあるいは捏造する手法(冤罪等)である。

これらの経緯や事実、関連事項のほとんどが全学等に公表された。岡山大学は「公表」を著しく狭義の意味にとっており、実情に合っていない。特定事案関係者の特定は自然になされるため報道では実名になっている。留意すべきは、「個人情報保護」は「公正性担保のための情報開示」とのバランスが需要で、保護一辺倒ではない。法令でも1名しか居

ない職位については保護対象にならず、実名を開示するよう規定されている。大学学長の不祥事の場合などを考えれば、法令としても個人情報保護に制約がかかり公表される部分が拡大される。また本件の場合、職務と私的行為との境界も微妙で“不適切行為”とされるものはほとんどが正規の公務である。また「個人情報保護」の名目で大学行政が恣意的、不公正になることが危惧される。

特定事案は大学から公表されまた報道機関で報じられた。大学側の公表内容が事実と異なっている点が多々あり（添付資料1，添付資料2），大学側の主張には虚偽ないしねつ造がある。

このような経緯を客観的にかつ詳細に把握すると「理由説明書」は、理由をなしておらず論旨や記述内容は不自然かつ不公正である。個人情報保護を根拠にしているが、これは悪事の「隠れ蓑」に過ぎず、正当な根拠も合法性もない。

本件開示請求が特定事案に連なる本質事案であることに留意しての公正な審査を祈念する。

（本答申では添付資料は省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 異議申立人は、処分庁に対し、平成27年11月19日付け「法人文書開示請求書」により、平成24年1月1日以降に岡山大学が公表した「PRESS RELEASE」等の公開情報の文書一切について開示請求を行った。

なお、補正の結果、「平成26年度報道関係綴り（臨時記者発表）」及び「平成27年度報道関係綴り（臨時記者発表）」の2つのファイルを対象とした。

(2) 処分庁では、本件開示請求に係る法人文書として、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行い、同年1月12日に、写しの送付による開示を実施した。なお、処分庁が特定した文書は、文書1から文書18であったが、異議申立人が開示の実施を申し出た文書は、文書1，文書3，文書4，文書9，文書10，文書13及び文書15であった。このうち、文書10及び文書15については、全部開示の決定をしている。

(3) 異議申立人は、部分開示の決定は妥当性を欠くとして、当該部分についての全部開示を求める旨の異議申立てを行った。

#### 2 異議申立てに係る法人文書

異議申立てに係る法人文書は、文書1，文書3，文書4，文書9及び文書13である。

#### 3 異議申立人の主張に対する検討

(1) 文書1, 文書3及び文書4について

文書1, 文書3及び文書4について, 処分時には同種の非違行為の再発防止とその他職務執行の適正を保持する目的で, 報道機関に対し, 当該プレスリリース資料を配付し公表したが, 本件開示請求の時点で, 当該懲戒処分の公表から1年以上が経過しており, もはや現に「公にされている情報」とは言えないものである。

岡山大学ハラスメント防止委員会のホームページには, 懲戒処分の処分年月, 処分者の職名, 処分内容, 事案概要が懲戒処分例の一つとして現在も掲載されているが, プレスリリース資料の内容は, 懲戒処分に至るまでの調査等の経過及び非違行為の詳細情報を掲載しているものであり, これらの詳細内容は公開されていない。

そのため, 被処分者の特定につながるおそれのある情報については, 法5条1号に該当し, 部分開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) 文書9及び文書13について

文書9及び文書13について, 上記(1)と同様の考えの元, 部分開示の決定をしていたが, 改めて確認したところ, 当該プレスリリースについては, 開示請求の時点で, 公表から1年が経過していないため, 全部開示とすることとした。

(3) 以上のとおり, 異議申立人の請求について, 見直しの結果, 文書1, 文書3及び文書4について, なお不開示とするとした部分については, 不開示とすることが妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年9月26日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年10月6日    | 審議                |
| ④ | 同月21日      | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年1月23日 | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ | 同年2月20日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は, 本件請求文書の開示を求めるものであり, 処分庁は, 本件対象文書を特定し, その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は, 本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり, 本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして, 原処分の取消しを求めている。

諮問庁は, 岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として

特定すべき文書は保有しておらず、本件対象文書の不開示部分のうち文書 9 及び文書 13 の不開示部分については開示するが、文書 1、文書 3 及び文書 4 の不開示部分は法 5 条 1 号に該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、岡山大学が報道機関への公表に際して使用した文書の開示を求めるものであるため、原処分には当たっては、報道機関への公表等について一元的に行っている「広報・情報戦略室」が保管する文書から、請求の趣旨に合致すると判断し得る文書を全て特定し、開示決定等の対象としたものである。

なお、報道機関への公表等に関しては定例記者発表、入試関係広報等に係るものもあるが、これらはそれぞれが各年度分をまとめた法人文書ファイルとして管理されており、開示請求に対応する法人文書ファイルの数に応じて手数料の追加納付が必要となることから、異議申立人に請求の範囲を確認し、懲戒処分事案が含まれている関係綴のうち、「平成 26 年度報道関係綴り（臨時記者発表）」及び「平成 27 年度報道関係綴り（臨時記者発表）」に限定しての請求とする旨の連絡（書面提出）を受けている。

イ 諮問に当たって改めて確認を行ったが、広報・情報戦略室において本件対象文書以外に本件開示請求の対象として特定可能と判断し得る文書の保有は確認されなかった。また、本件請求文書の性格上、他の部局等にそのような文書が保管されている等とすべき事情も認められないので、諮問庁としては原処分における文書特定は妥当であると考えられる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

## 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、文書 1、文書 3 及び文書 4 に係る各懲戒処分事案については公表から 1 年以上が経過しており、岡山大学ハラスメント防止委員会のホームページに記載されている範囲を超える情報は現に「公にされている情報」とはいえないものである旨説明する。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれの懲戒処分事案について

も、報道機関への公表に合わせて岡山大学ホームページに情報を掲載したが、当時、懲戒処分事案については公表後1, 2か月経過したものは削除するのが慣例となっており、該当の情報もこれに沿って削除されたとのことである。

- (2) 本件対象文書を見分すると、不開示維持部分は、懲戒処分を受けた岡山大学教職員の所属、属性等に係る情報が記載された部分の一部であることが認められる。

当該部分については、いずれも氏名等直接に個人を識別することができる情報は含まれていないが、該当する個人の知人、大学の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、上記(1)の諮問庁の説明を踏まえれば、当該部分が法5条1号ただし書イに該当するとすべき事情は認め難く、加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

岡山大学が「添付した“書面1の形式(※)”」で公表した「PRESS RELEASE」等の公表情報の文書一切

「平成26年度報道関係綴り(臨時記者発表)」及び「平成27年度報道関係綴り(臨時記者発表)」を対象とする。

※ 「書面1の形式」とは報道機関に公表ないし配布した文書で、通常は紙面上部左に「PRESS RELEASE」、上部右に「岡山大学 OKAYAMA UNIV.」等記載のあるもの(添付文書書面1を参照)。これに準じる形式での公表ないし配布した文書や資料、チラシ、別紙および添付文書や資料類を含む。

(本答申では添付文書は省略)

### 2 本件対象文書

文書1 「教員の懲戒処分について」

文書2 「記者会見のご案内 全学部全学科で「国際バカロレア入試」を実施」及び「全学部全学科で「国際バカロレア入試」を実施」

文書3 「職員の懲戒処分について」

文書4 「本学教員によるハラスメント等非違行為に係る関係教員の懲戒処分について」及び「教員の懲戒処分について」

文書5 「記者会見のご案内 文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」事業に採択！」及び「文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」事業に採択！」

文書6 「記者発表予定(お知らせ)」及び「光化学系II複合体の正確な三次元原子構造を解明ー人工光合成開発への糸口にー」

文書7 「研究成果公表記者会見のご案内」及び「植物のビタミンC輸送体を世界で初めて同定」

文書8 「新種のかたつむりを発見 記者会見のご案内」及び「驚異の新種!アキラマイマイ~「晴れの国おかやま」を象徴するかたつむり」

文書9 「本学教員による停職処分停止仮処分申立に対する岡山地方裁判所の決定について」

文書10 「本学教授から岡山地方裁判所に提訴のあった地位確認等請求訴訟の終了について」

文書11 「研究成果公表記者会見のご案内」及び「ケトン食の謎を解明 新しいてんかん治療薬の開発が可能に」

文書12 「臨床研究成果公表記者会見のご案内 食道がんに対する腫瘍

融解ウイルス「テロメライシン」の臨床研究」及び「食道がん  
に対する放射線治療を併用した腫瘍融解ウイルス「テロメライ  
シン」の臨床研究の中間報告（第1報）」

- 文書13 「教員の懲戒処分について」及び「教員の懲戒処分について」
- 文書14 「研究成果公表記者会見のご案内」及び「光合成光化学系Ⅰ複  
合体の構造を解明～光エネルギーの高効率利用に前進～」
- 文書15 「元教員の懲戒処分相当について」及び「元教員の懲戒処分相  
当について」
- 文書16 「記者発表予定（お知らせ）」及び「“人類最古の農業” 栽  
培オオムギの起源を解明 –ムギ類の品種改良の効率を加速化  
–」
- 文書17 「記者発表予定（お知らせ）」及び「赤外分光計測の飛躍的な  
感度向上に成功 –人工的に作り出した暗闇で、分子を星のよ  
うに輝かせて測る–」
- 文書18 「記者会見のご案内」及び「寄付講座「国吉康雄を中心とした  
美術鑑賞教育研究講座」」